様式第１号（第12第２項）

公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年３月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和８年９月25日

長 野 県 企 画 振 興 部
交通政策局交通政策課長

１　業務の概要

(1) 業務名

令和８年度「公共交通運行情報標準データ（GTFS-JP)」作成講習会開催等支援業務

(2) 業務の目的

交通事業者、市町村等が「公共交通運行情報標準データ（GTFS-JP)」によるデータ整備・オープンデータ化の方法を習得し、公共交通利用者の利便性向上を図る。

(3) 業務内容

本業務は、次に掲げる業務を一括して実施するものとする。

ア　交通事業者、市町村等が「公共交通運行情報標準データ（GTFS-JP)」によるデータ整備・オープンデータ化を進めるに当たり必要となる知識、ソフトウェア操作手順を習得するための講習会の開催

イ　その他、「公共交通運行情報標準データ（GTFS-JP)」の整備率の向上及び継続的かつ適切にデータを更新するための運用体制の整備を目的とした支援の実施

(4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり（ただし、仕様書の内容は現時点のものであり、今後の打合せの中で変更する可能性があります。また、契約後の変更については、その都度協議させていただきます。）

(5) 企画提案を求める具体的内容の項目

ア　業務の実施内容

・本業務の全体計画、工程

・業務内容実施の具体的手法

イ　業務の実施体制

ウ　同種又は類似の業務の実績

エ　業務に要する経費

(6) 業務の実施場所

長野市ほか長野県内

(7) 履行期間又は履行期限

契約日～令和９年３月19日

(8) 費用の上限額

2,500,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

2　応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

(1) 地方自治法施行令第167条の４第１項及び財務規則第120条第１項の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年３月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 法人にあっては都道府県税、消費税及び地方消費税、個人にあっては都道府県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・都道府県民税）を完納していること。

(6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあっては、これらに加入していること。

(7) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「その他の契約」の等級がＡ、Ｂ又はＣに区分されている者であること。

(8) 過去５年以内に、同種又は類似の業務の実績を有すること。

3　参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(5) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

(1) 参加申込書の作成様式

様式第３号による。

(2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式

様式第３号の附表１及び附表２による。

(3) 参加申込書記載上の留意事項

①　同種又は類似の業務の実績

② 当該業務の実施体制

③ 同種又は類似の実績については、これを証する契約書の写しを添付してください。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570　長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県企画振興部交通政策局交通政策課総務係 電　話　　026-235-7015 メール　　kotsu@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

① 提出期限　令和８年10月９日（土曜日、日曜日及び休日※は除く。提出時間は、持参の場合は午前９時から午後４時30分まで、それ以外の場合は午後５時まで。）

【※長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第５号）第１条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

② 提出先　３(4) に同じ。

③ 提出方法　持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに交通政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認してください。

(6) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び資格要件具備説明書類に基づき審査します。

(7) 非該当理由に関する事項

① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（６(5)①）の３日前までに、書面により交通政策課長から通知します。

② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により交通政策課長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。

④ 非該当理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３(4) に同じ。

イ　受付時間　上記②の期間中、午前９時から午後４時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(8) その他の留意事項

① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。

② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

4　説明会

説明会は開催しません。

5　不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

(1) 受付場所　３(4) に同じ。

(2) 受付時間　午前９時から午後４時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

(3) 受付方法　令和８年10月19日までに業務等質問書（様式第６号）をメールにより提出するものとします。

(4) 回答方法　交通政策課長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和８年10月23日までに長野県公式ホームページで公表します。

6　企画提案書の作成・提出

(1) 提出書類

企画提案書、企画書、「１(5)企画提案を求める具体的内容の項目」の内容が分かるもの、会社概要又は会社概要のパンフレット、経費の見積書

(2) 企画提案書及び企画書の作成様式

様式第８号及び様式第８号の附表による。企画提案書及び企画書以外については自由様式。

(3) 企画書記載上の留意事項

①　業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は１(8) に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

②　「７　再委託の予定」又は「８　企画協力等の予定」記載欄には、当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の企画協力を受けて業務を実施する場合に記載すること。ただし、業務の全部又はその主たる部分を第三者に再委託することはできません。

(4) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

①　受付場所　３(4) に同じ。

②　受付時間　午前９時から午後４時30分まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

③　受付方法　業務等質問書（様式第６号）をメールにより提出するものとします。

④　回答方法　企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメールにより回答します。

(5) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

①　提出期限　令和８年10月26日（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は、持参の場合は午前９時から午後４時30分まで、それ以外の場合は午後５時まで。)

②　提出先　３(4) に同じ。

③　提出部数　持参、郵送の場合は５部（正本１部、副本４部)。

④　提出方法　持参、郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに交通政策課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限ります。郵送又はメールで提出した場合は、到達したことを電話で３(4) の担当者に確認してください。

(6) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

項　　目	評価内容	配点
1　業務の内容	・業務目的、仕様書の内容を満たした提案となっていること。 ・調査手法や調査項目の設定が業務目的を実現する上で、有効であること。	45
2　業務の実施体制	・業務を適切に行うことができる体制が整っていること。	15
3　類似業務の実績	・業務を適切に行うことができるノウハウ､実績等が十分であること。	15
4　業務に要する経費及びその内訳	・業務の実施に係る必要経費が適切に見積もられていること。	15
5　その他業務の目的を達するために有効な事項	・全体のスケジュールが具体的かつ明確になっており、確実な実施が可能であること。 ・関係機関等との円滑な連携が期待できること。	10
合　計		100

(7) 企画提案の選定の方法

①　企画提案の配点（６(6)のとおり）の合計点について最高点となった者を選定します。

なお､評価の結果､最高点となった者の評価点が100点満点中60点以下の場合は選定しません。

②　企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類により評価を行います。ただし、参加申込者には出席を求めません。

③　プレゼンテーションは実施しません。

(8) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

①　企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により交通政策課長から通知します。

②　上記①以外の者に対して､選定されなかった旨及び選定しなかった理由（以下「非選定理由」という。）を見積業者非選定通知書により交通政策課長から通知します。

③　見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書（様式第13号）及び企画提案評価会議評価書（様式第９号）を長野県公式ホームページに掲載するとともに、交通政策課において閲覧に供します。

(9) 非選定理由に関する事項

①　(8) ②の見積業者非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により交通政策課長に対して非選定理由について説明を求めることができます。

②　非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（土曜日、日曜日及び休日は除く。）に書面により回答します。

③　非選定理由の説明請求の受付

ア　受付場所　３(4) に同じ。

イ　受付時間　上記①の期間中、午前９時から午後４時30分まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(10) その他の留意事項

①　企画提案書は複数提出することはできません。

②　提出された企画提案書の内容は、変更することができません。

③　提出された企画提案書は、返却しません。

④　企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

⑤　提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。

⑥　参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

7　契約書案

別添契約書（案）のとおり

8　見積書の提出

(1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して３日以内（３日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで、メールによる場合は該当日の午後５時までに）に、見積書（様式第14号）を指定された方法により長野県知事に提出するものとします。

(2) 見積書が、(1) の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。

(3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。

(4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

9　契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、交通政策課において閲覧に供します。

10　その他

(1) 契約書作成の要否

必要とします。

(2) 関連情報を入手するための窓口

〒380-8570	長野県長野市大字南長野字幅下692-2
	長野県企画振興部交通政策局交通政策課総務係
	電　話　　026-235-7015
	メール　　kotsu@pref.nagano.lg.jp

(3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。